特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和7年9月12日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務					
②事務の概要	■対象となる検診の種類 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診					
③システムの名称	健康管理システム					
2. 特定個人情報ファイル名	2. 特定個人情報ファイル名					
健康増進事業(がん検診等)管	「理台帳ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の76 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条					
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第1項第8号及び別表第二の102の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条					
5. 評価実施機関における	担当部署 					
①部署	健康福祉部健康福祉総務課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
_						
7. 特定個人情報の開示・語	訂正·利用停止請求					
請求先	健康福祉部健康福祉総務課					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	〒738-8512 廿日市市新宮1-13-1 電話番号0829-20-1610					
9. 規則第9条第2項の適用	目 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 されている。	項目評価書 施機関については、そ?] れぞれ重点項目	1) <u>3</u> 2) <u>4</u> 3) <u>4</u>	選択肢> 基礎項目評価書 基礎項目評価書及で 基礎項目評価書及で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	び全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供ネットワーク	アシステムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ		<這 1) 2)-	選択肢> 特に力を入れている 十分である 果題が残されている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	o o]	1)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 果題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ) ්]	1)	選択肢> 寺に力を入れている 十分である 果題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[0)]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	1)	選択肢> 持に力を入れている 十分である 果題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	ルワークシステ ム	★を通じた提供を除く。	,) [C]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	1)	選択肢> 時に力を入れている 十分である 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない	い(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	නි]	1) ‡ 2) -	選択肢> 時に力を入れている 十分である 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	්රි]	1) ‡ 2) -	選択肢> 特に力を入れている 十分である 果題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>					
判断の根拠	特定個人情報ファイルである健康管理システムにデータを入力する際には、権限を付与された職員のみが行っている。また、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)全員が、デジタル改革推進課が実施するe ラーニングによる情報連携に向けた研修を受講している。所属長が受講確認を行い、全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。以上のことから、十分であると判断した。					
9. 監査						
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査					
10. 従業者に対する教育・	·····································					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>					
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)全員が、デジタル改革推進課が実施するe ラーニングによる情報連携に向けた研修を受講している。所属長が受講確認を行い、全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。以上のことから、従業者に対する教育・啓発は十分であると判断した。					

変更箇所

変更箇所							
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明		
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①福祉保健部健康推進課 ②健康推進課長	①健康福祉部健康福祉総務課 ②課長	事前			
令和4年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	福祉保健部健康推進課	健康福祉部健康福祉総務課	事前			
令和4年7月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月9日時点	令和4年4月1日時点	事後	年度更新		
令和4年7月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月9日時点	令和4年4月1日時点	事後	年度更新		
令和6年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	年度更新		
令和6年5月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	年度更新		
令和7年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	年度更新		
令和7年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	年度更新		
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加項目	事後			